

令和6年度 伊江村観光地美化作業及び緑花木管理等委託業務  
企画提案仕様書

1 業務名 令和6年度 伊江村観光地美化作業及び緑花木管理等委託業務

2 業務期間

契約締結日 から 令和7年3月21日 まで

3 業務の背景

伊江村では、「夕日とロマンのフラワーアイランド」をキャッチフレーズに、豊かな自然、イベント、歴史・文化、第一次産業と食、おもてなしの心等、離島の魅力を活かした観光の推進を行っている。本村を訪れる旅行者数は年間約13万人となっており、観光が第一次産業に次いで地域経済を牽引する基幹産業に成長している。平成30年度に策定した「伊江村観光振興計画」で、令和7年度の観光客数を18万人と定めている。そこで民間ノウハウを活用することにより、盤石な観光受入体制を構築し、更なる効果的・効率的な観光地としての価値向上の取組に資するべく本業務の民間委託を実施する。

4 業務目的

本業務は、伊江村の観光地及びそのアクセス道路等の観光受入施設となる公共施設等の美化緑化を推進することで、観光振興に寄与する事を目的とする。

5 予算に関する要件

本業務に係る予算は、43,510千円以下（消費税抜き金額）であり、この範囲内で業務目的を達成するために効率的かつ効果的な企画提案を行うこと。ただし、当該予算は企画提案のために設定した金額であり、契約金額ではない。なお、発注数量については、別添の金抜き設計書を参照すること。

6 委託料の支払い方法について

本業務は、年間を通した作業であることを鑑み、委託料の支払いについては年4回に分けて支払うこととする。

7 業務内容

本業務における業務項目は、表1に示すとおりである。なお、その詳細については、(1)観光地及び公共施設等の美化清掃管理を参照すること。

表1 業務項目

NO	観光地・公共施設	面積 (㎡)	主な作業内容
1	リリーフィールド公園	59, 678	草刈、除草、花木管理、ゴミ収集運搬等
2	伊江村青少年旅行村	124, 931	草刈、除草、花木管理、ゴミ収集運搬等
3	城山（中腹周辺、南登山道、東道路、旧ヒルトップ前公園）	12, 352	草刈、除草、花木管理、ゴミ収集運搬等

4	ミースイ公園	44, 064	草刈、除草、花木管理、ゴミ収集運搬等
5	ニャティヤ洞	2, 697	草刈、除草、花木管理、ゴミ収集運搬等
6	湧出展望台周辺	2, 098	草刈、除草、花木管理、ゴミ収集運搬等
7	ニーバナ森公園・芳魂之塔周辺	3, 560	草刈、除草、花木管理、ゴミ収集運搬等
8	L C T 記念碑周辺・港ターミナル 周辺	4,801	草刈、除草、花木管理、ゴミ収集運搬等

※ 場所は、別紙「観光地・公共施設一図」を参照

## (1) 観光地及び公共施設等の清掃管理

### 1. 一般

- 1) 観光客が年間を通じて訪れることから、常に安全かつ快適に花と緑が溢れる場となるよう維持管理に努めなければならない。
- 2) 観光地・公園等の観光客が利用する公共施設が、それぞれがもつ機能や主旨を十分に発揮できるよう努めなければならない。
- 3) 管理瑕疵が問われる事故の防止に努めなければならない。
- 4) 観光地等が利用者に不快感を与えないように、常に美観・景観の保全に努めなければならない。

### 2. 観光地等の巡視点検

- 1) 適用の観光地等の巡視点検は、月に1回以上の頻度で行うこと。
- 2) 巡視点検で遊具やその他工作物等の破損等を発見した場合は、速やかに担当職員に報告を行うこと。
- 3) 家電製品、タイヤ等不法廃棄物については、担当職員に報告し、指示に従うこと。
- 4) 各施設等の巡視結果は、観光地及び公共施設等点検シート（様式1）に記載し担当職員に提出すること（1カ月に1回以上）。

### 3. 実施作業

#### ①清掃作業

##### 1) 実施回数・実施期間

各観光地及び観光客が利用する公共施設等の清掃(ゴミ収集運搬等)は週1回の頻度で実施する。なお、ゴミの散乱等、美景観や環境衛生上問題が生じた場合は随時実施することとする。

##### 2) 作業実施方法

観光地等の清掃は、それぞれの施設等に設置されているゴミ箱内のゴミを拾い集めることとするが、周辺のゴミ等については主に下記のものを除去する。

- ・ガラスの破片等、ケガ等の事故を誘発するもの。
- ・空き缶・紙屑等、美景観を損なうもの。
- ・犬糞等、衛生上問題のあるもの。

- ・石等、草刈時の飛散事項等の原因となるもの。

### 3) 実施にあたっての配慮事項

- ・観光地及び観光客が利用する公共施設等は、美観景観、事故防止、衛生の確保に配慮して実施すること
- ・観光地及び観光客が利用する公共施設等の周辺部は、道路利用者や近隣住民に不快感を与えないように、美観景観の確保に努め実施すること。
- ・観光地及び観光客が利用する公共施設等の周辺部は、明らかに飛散したと思われ、かつ住民の負担になる状況のゴミ等は、処理することを基本とし、その作業にあたっては、私有地に立ち入ることを十分配慮して実施することとする。

### 4) 出来形管理

作業の出来形管理は、美観景観の保全が確保された状況とする。その程度は過度に求めるものではなく、世間一般常識的な視点や観点に基づくものとする。

## -② 草刈・芝刈り・剪定

### 1) 実施回数

各観光地及び観光客が利用する公共施設等の草刈・芝刈り・剪定の作業は、**7回**／年を基本とする。ただし、状況によって回数の調整をする場合があるので事前に担当職員と協議すること。

### 2) 作業実施方法

- ・草刈は、刈り払い機を使用し、場所によっては手刈りを併用して、刈り残しのないようにする。
- ・芝刈りは、乗用芝刈り機や手押し型の芝刈り機を使用し、芝を傷めないよう行うこと。
- ・剪定は、樹木の自然樹形を残しながら、枝を整え樹冠の乱れや繁茂し込みすぎた枝を整えることを目的とした剪定を行うこと。
- ・外柵や構造物、樹木などの周辺は、注意を払い草刈をおこなうこと。
- ・草刈・芝刈り後は、集草搬出をおこなうこと。

### 3) 実施にあたっての配慮事項

- ・各施設での作業においては、観光客や村民などの利用者に配慮すること。
- ・砂塵防止及び飛散事故等に配慮し、常に周囲の安全確認を行うこと。

### 4) 出来形管理

作業の出来形管理は、美観景観の保全が確保された状況とする。その程度は過度に求めるものではなく、世間一般常識的な視点や観点に基づくものとする。

## -③ 台風後の災害復旧作業

台風が通過した後の各観光地及び公共施設等の復旧に向けた清掃作業については、担

当職員と協議を行い実施すること。

## 8 村が所有する作業用車両等の貸与

- (1) 村が所有する作業用車両及び機械等について、受託事業者は本業務における作業にのみ使用することを条件に借り受けることができる。ただし、使用した際に発生した燃料代や修繕料は受託事業者が負担するものとする。
- (2) 村が所有する貸与することができる作業用車両等は別紙一覧表のとおりである。

## 9 提案にあたっての留意事項

- (1) 企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容すべて実施することを保証するものではない。
- (2) 本仕様書記載の業務の内容については、実施段階において予算や諸事情により変更することがある。
- (3) ヒアリング審査においては、事前に提出する企画提案書等について説明することとし、資料の追加による提案は認めない。

## 10 業務の再委託の制限

### (1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ村が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

#### ○契約の主たる部分

- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

### (2) 再委託の相手方の制限

指定停止措置を受けている者、暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

### (3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による村の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

#### ○その他、簡易な業務

- ・資料の収集・整理
- ・複写・印刷・製本
- ・原稿・データの入力及び集計

## 1 1 成果品

委託業務の実施にあたり、委託業務の実績報告として以下のことを報告する。

- (1) 委託作業の業務完了報告書及び現場記録写真
- (2) 委託作業に関わる作業員の勤務実績表。
- (3) 提出部数は、印刷製本1部とする。

## 1 2 その他留意事項

- (1) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者の双方が協議して定めるものとする。